

はじめに

21世紀に入りわが国は、ますます高齢化が加速し、2015年には国民の4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えます。また、身体障害者をはじめ、すべての人々が安心して暮らすことのできる「ノーマライゼーション」の理念が社会に浸透してきており、高齢者や身体障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備することが求められております。このことから、鉄道やバスといった公共交通機関を利用した移動手段の整備が持つ役割は極めて大きいものがあると考えております。



そこで、箕面市では、誰もが安心して安全に移動できるよう、交通のバリアフリー化の基本的な考え方や整備の方針を示す「箕面市交通バリアフリー - 基本構想」を策定しました。

この基本構想は、「誰もが安心して安全・快適に外出できるまちづくり」を本市の交通バリアフリー化の基本理念として設定し、交通バリアフリー法に規定している高齢者や身体障害者、妊産婦の方々だけに限らず、移動に制約を受けるすべての方々を対象としました。また、基本構想に基づく整備にあたりましては、だれもが快適に移動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を基本といたしました。

今後は、本基本構想に基づき、第四次箕面市総合計画に掲げられている将来都市像「安全で快適に暮らし続けられる都市“みのお”」の実現をめざしてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本基本構想の策定にあたりましては、「箕面市交通バリアフリー - 基本構想策定委員会」委員の方々をはじめ、ヒアリングやタウンウォッチングにご参加していただきました高齢者、身体障害者及び関係事業者など多くの皆様方に心からお礼申し上げます。

平成16年(2004年)5月

箕面市長 梶 田 功